

公益財団法人 長寿科学振興財団

**【認知症対策総合研究推進事業】**

外国への日本人研究者派遣規程

**1 趣旨**

この規程は、厚生労働科学研究（認知症対策総合研究）推進事業実施要綱に基づく外国への日本人研究者派遣事業の実施について必要な事項を定めるものである。

**2 派遣の対象となる日本人研究者**

派遣の対象となる日本人研究者は、認知症対策総合研究事業の研究代表者又は研究分担者が推薦する研究代表者又は研究分担者と同一所属機関の研究者とする。

**3 派遣期間**

派遣期間は、原則として6か月間を限度とする。  
なお、予算の範囲により、派遣期間が短くなる場合がある。

**4 派遣者数**

派遣者数は、研究代表者あたり3名以内を原則とし、予算の範囲内で派遣する。

**5 派遣手続**

(1) 外国への日本人研究者派遣を希望する研究代表者は、研究分担者の希望分を含め、次に掲げる書類を財団に提出する。

- ア 派遣申請書（様式1）
- イ 派遣研究者の履歴書（様式2）
- ウ 派遣研究者の承諾書（様式3）
- エ 研究代表者又は研究分担者の推薦書（様式4）
- オ 所属機関の派遣承諾書（様式5）
- カ 外国旅行行程調書（様式6）
- キ 派遣先機関からの招へい状

(2) 財団は、申請を取りまとめ、長寿科学総合研究推進専門委員会（以下「委員会」という。）で審査、選考し、派遣先機関と協議、折衝のうえ、派遣者を決定する。ただし、研究代表者又は研究分担者が行った折衝によって受入が可能となった研究機関等を財団が適当と認めた場合は、当該研究機関等を派遣先とする。  
なお、決定にあたっては、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものとする。

(3) 渡航手続は、派遣者が行うものとする。

## 6 派遣に要する費用

(1) 財団は、派遣に要する旅費、研究費を財団が別に定める「認知症対策総合研究推進事業の日本人研究者派遣経費支給基準」に基づき支給する。

(2) 財団は、派遣研究者を日本の海外旅行傷害保険に加入させ、保険料は財団が負担するものとする。

## 7 研究成果の報告等

(1) 派遣された研究者は、派遣終了後、研究によって得られた成果についての「研究実績報告書」を財団に提出しなければならない。

(2) 派遣された研究者は、財団の必要に応じて研究成果発表会等で研究成果を発表することとする。

(3) 財団は、研究成果の報告を刊行物等により公表することができる。

(4) 派遣された研究者が派遣による研究の成果を専門誌等に発表する場合は、財団及び派遣先機関の承認を得るとともに、当該研究が財団の日本人研究者派遣事業によるものであることを明記しなければならない。又、その別刷を財団に提出するものとする。

## 8 派遣の変更・中止等

(1) 派遣内容の変更を希望する場合は、あらかじめ財団の承認を得なければならない。

(2) 派遣研究者が本規程に違反した場合又は研究の成果が期待できない場合は、財団はその派遣を中止し、旅費等の支給停止又は返還請求を行うことができる。

(3) 財団は、派遣の変更又は中止をする場合は、委員会との協議に基づいて行うものとする。

## 9 その他

本規程により難い場合には、あらかじめ厚生労働大臣に協議し、その指示によるものとする。

## 附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から適用する。

2 この規程の一部改正は、平成23年4月1日から適用する。

3 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

## 認知症対策総合研究推進事業の日本人研究者派遣経費支給基準

### 1 旅 費

原則として、航空賃、日当、宿泊料等を国家公務員旅費法に準じて算出した額により支給する。

### 2 研究費

3,000,000 円を限度として支給する。

### 3 その他

家族の旅費等は支給しない。